随意契約結果（物品等）

No.	案　件　名　称	物品種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由（随意契約理由番号）	WTO
1	令和6年度業務統合端末機器等借入（再リース）（1回目）		株式会社JECC	30,746,100	令和6年12月24日	地方自治法施行令第167の2第1項第2号	G7	－

随意契約理由書

１　案件名称
令和６年度業務統合端末機器等借入（再リース）（１回目）

２　契約の相手方
東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
株 式 会 社 Ｊ Ｅ Ｃ Ｃ
営業統括本部長 飯倉 義一

３　随意契約理由
本件業務統合端末機器等借入は、令和２年度（令和３年３月）から借入を行っている業務統合端末等機器（以下、「端末」という）が令和６年 12 月末に借入期間の契約期限を迎えるため、現在の契約相手方と随意契約による令和６年度及び令和７年度分の借入期間の延長（再リース）を実施するものである。
通常、システムのライフサイクルは「５年」単位で更新を行っており、当初予定では、総合福祉システム（以下、「システム」という）をはじめ住民情報系基幹システムについては令和７年１月にストレート移行を前提とした機種更新を行う予定であったが、令和２年 12 月 25 日付閣議決定「デジタル・ガバメント推進計画」により各自治体においては「標準準拠システム」への移行が求められた。
本市としては移行までに国が提示する標準仕様と現行システムとの乖離について検討する必要があるため、移行時期を「令和８年１月」とした。
サーバ･端末におけるＯＳやミドルウェア等のソフトウエアがバージョンアップした場合、それに合わせてシステムの改修を実施しなければ適切に稼働させることができないため、端末とシステムの更新は同時に行う必要がある。
よって、令和８年１月１日（本番稼働は５日）の新たなシステムの使用開始にあわせて、現行端末の借入期間については、令和６年 12 月 31 日までとしていたところを「令和７年 12 月 31 日」まで延長する必要がある。
再借入契約にはその性質上、現行端末のリース業者との契約を締結する必要があるため、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号に基づき、現行端末のリース業者である株式会社 JECC と１回目として令和 7 年１月１日から令和７年３月末までの特名随意契約を締結する。

４　根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５　担当部署
こども青少年局中央こども相談センター企画調整担当
（電話番号 06-4301-3127）